



つどえ～る！



C O N T E N T S

<p>お知らせコーナー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりシンポジウム2008を開催 ・平成20年度都市計画協会講習会(応用編)が開催されました 	<p>2-3</p> <p>4-5</p>	<p><お知らせコーナー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北関東自動車道 桜川筑西 IC-真岡 IC が開通しました ・歴史まちづくり法が施行されました 	<p>20-21</p> <p>22-23</p>
<p><市町村探訪></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市景観計画の策定について (水戸市) ・土浦市のまちづくりの取り組み ~中心市街地の空き店舗活用と起業家の創業支援~ (土浦市) ・ひたちなか市都市景観ガイドラインの策定活動について (ひたちなか市) ・市民が主役のまちづくり ~桜川市パートナーシップ研究会の設置~ (桜川市) ・地域の文化的資源を生かした「ウミウの里づくり」 (日立市) 	<p>6-7</p> <p>8-9</p> <p>10-11</p> <p>12-13</p> <p>14-15</p>	<p><大会レポート></p> <p>第60回都市計画全国大会に参加して</p> <p><研修レポート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・『平成20年度まちづくり拝見研修』に参加して ・『都市デザイン実務研修』に参加して <p><研修生紹介></p> <p>平成20年度市町村研修生の紹介</p> <p><まちづくりセンターの紹介></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり材バンクの紹介 	<p>24-26</p> <p>27-28</p> <p>29-30</p> <p>31</p> <p>32</p>
<p><先進地視察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古いまちなみを活かした犬山城西下町地区におけるまちづくり交付金事業について (愛知県犬山市) ・豊田市の景観計画, まちづくり交付金事業について (愛知県豊田市) 	<p>16-17</p> <p>18-19</p>	<p>表紙写真: ベトナム(ホーチミン)</p>	
<p>Vol 31 & 32</p> <p>平成21年3月31日</p>			
<p>茨城県都市計画協会<事務局></p> <p>茨城県土木部都市局都市計画課</p> <p>水戸市笠原町978-6</p> <p>TEL 029(301)4583</p> <p>FAX 029(301)4599</p> <p>E-mail:toshikei-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp</p>			



<お知らせコーナー>

「まちづくりシンポジウム 2008」を開催

主催：茨城県・笠間市・茨城県都市計画協会

「まちづくりシンポジウム」は、まちづくりに功績のあった団体・個人に対する表彰を行うと共に、まちづくりや景観に関する講演やパネルディスカッションの議論の場への参加を通じて、県民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、まちづくりへの積極的な参加促進を目的に、昭和61年度から毎年開催しております。

今年度は、「地域資源を活かしたまちづくり」をテーマに、11月15日（土）に笠間市立笠間公民館において開催しました。

多くの皆様にご参加いただきました。



会場



うるおいのあるまちづくり顕彰事業表彰式

【プログラム】

平成20年度

茨城県うるおいのある

まちづくり顕彰事業表彰式

県民の皆さまのまちづくりに対する意識の高揚を図り、各地域において実施されているまちづくり活動をさらに盛り上げることと、県が推進するまちづくりに対するご理解とご協力を得ることを目的として、うるおいのある景観や優れた住環境の整備、各種のまちづくり活動の実践など、まちづくりに功績のあった方々を毎年表彰しているものです。

平成20年度は、まちづくりグリーンリボン賞で5件、まちづくりグッドサイン賞で1件が表彰されました。

<まちづくりグリーンリボン賞>

7000歩で歩ける「古河七福神めぐり」の実施

受賞者：古河市観光協会

常総市まちなか展覧会の実施

受賞者：常総市まちなか展覧会実行委員会

那珂市立図書館の建設

受賞者：那珂市

あたご四季の会の活動

受賞者：あたご四季の会

「道の市」笠間ハンドメイドフェア

in 弁天町の開催

受賞者：「道の市」笠間ハンドメイドフェア

in 弁天町実行委員会

<まちづくりグッドサイン賞>

行方市水辺サイクルネットワークの案内板

受賞者：行方市



基調講演

「笠間のまちづくりに期待すること」

講師：山形 耕一 氏

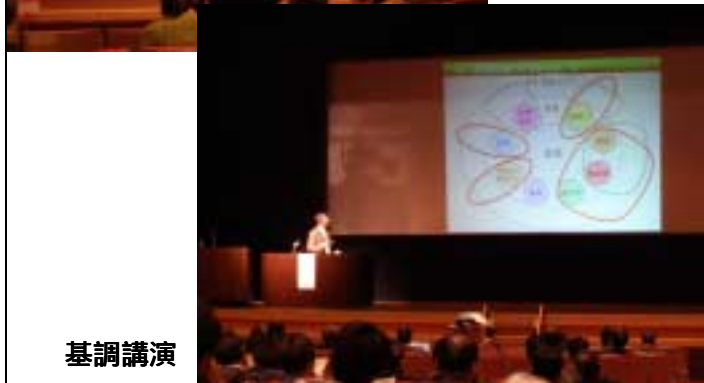
〔茨城大学名誉教授（前副学長）〕

山形先生からは、笠間の経済活動の基盤条件や笠間の持つ資源など笠間の現状について、また、先生が携わった「道の駅」構想などをおりまぜながら、街づくりのイメージ、笠間の持ちたい都市イメージについて、アドバイスをいただきました。

聴講者からは、非常にわかりやすく、ためになる内容であったと多くの方々から感想をいただきました。

〔講演内容〕

- (1) 都市計画と街づくり
- (2) 街づくりの目標
- (3) 笠間における経済活動の基盤条件
- (4) 笠間の持つ資源の評価
- (5) 「道の駅」構想で考えたこと
- (6) 「道の駅」構想に籠められたコンセプト
- (7) 笠間を訪れる人々（客層）
- (8) 一步を乗り越える仕掛け
- (9) 街内の各資源の協働
- (10) 笠間の街づくりのイメージ
- (11) 物的なまちづくりにどう反映するか
- (12) 産業化
- (13) 笠間の持ちたい都市イメージ



基調講演

ファン倶楽部の実質化

ファン倶楽部の活動を実質化していくことが非常に大事。ファン倶楽部が市外、県外の人々を笠間に溶け込ませ、仲間さらには自分も笠間の住民だという気持ちで笠間の人々と共に活動していく仕掛けとして、本当の意味でのつなぐ役割を果たしていければ笠間のまちづくりは活性化する。

パネルディスカッション

「地域資源を活かしたまちづくりについて」

・コーディネータ 山形 耕一 氏

〔茨城大学名誉教授（前副学長）〕

・パネリスト

岡部 登志子 氏

（（有）きらら館 代表取締役）

田守 勝 氏

（いなだストーンエキシビジョン実行委員会 委員長）

萬木 康博 氏

（笠間日動美術館 副館長）

飯村 信康 氏

（TMO かさま「中心市街地活性化プロジェクトリーダー」）

大嶋 元則 氏

（道の市実行委員会 委員長）

青木 繁 氏

（笠間市産業経済部長）

笠間市における課題や問題点等を取り上げながら、地域資源を活かして今後どのようなまちづくりに取り組んでいくべきか様々な角度からご意見をいただきました。



パネルディスカッション

おわりに

本県は、長大な海岸線や霞ヶ浦、筑波山など変化に富んだ美しい自然と、鹿島神宮や笠間稲荷をはじめとする様々な歴史的・文化的遺産など優れた地域資源を有しています。こうした多様な地域資源は、わたしたち県民の共有の財産であり、魅力的な地域づくりを行うためにはこれを守り、つくり、育て、さらに美しいものとして次世代へ継承していく必要があります。

今回のシンポジウムでは、地域資源を活用したまちづくり、個性的で魅力あるまちをどのようにつくっていくかを皆さんと一緒に考えてみました。

参加して頂きました皆様そしてこのシンポジウムに協力頂きました皆様ありがとうございました。

今後も県内各地をまわりながら、社会情勢や地域のニーズに応じたテーマを設定し、シンポジウムを開催していきたいと考えております。

（都市計画協会事務局）



<お知らせコーナー>

平成20年度都市計画協会講習会(応用編)を開催しました

平成21年2月20日(金)、水戸市の三の丸ホテルにて『平成20年度都市計画講習会(応用編)』を開催いたしました。

茨城県都市計画協会では、年度当初に、都市計画法や景観法などの都市計画全般にわたる基礎知識の習得をを図ることを目的とした「都市計画協会講習会(基礎編)」と、年度下期に都市計画に関する幅広い視点からの講義を交えた「都市計画講習会(応用編)」を開催しております。

今回開催いたしました、『平成20年度都市計画講習会(応用編)』には、県内44市町村と県関係機関から125名の参加がありました。

今回は、(株)都市計画センターの増田氏、(株)エックス都市研究所の花田氏、国土交通省 都市・地域整備局 都市計画の中村氏の3名の先生方にお越しいただき、都市計画に関して様々な角度からご講義いただきました。

お忙しい中、参加いただいた職員のみなさま。また、快く講師を引き受けて下さった、3名の先生方には深く感謝いたします。

本当にありがとうございました。



開会



講習会の様子

【講演】

『今後の商業展開と

都市計画について考える』

講師： 増田 勝 氏

((株)都市計画センター)

1. 一般的状況
2. 商業と都市・まちづくり
3. 商業展開と都市計画(提案)

増田氏からは商業を取り巻く動き、都市計画上の課題、長浜や小布施などの事例紹介、商業展開と都市計画など、商業という観点からのまちづくり、地域づくりについてご講演いただきました。



増田氏による講演の様子



【講習】

『茨城県におけるコンパクトなまちづくりに関する調査研究について』

講師： 花田 浩一 氏
((株) エックス都市研究所)

1. コンパクトなまちづくりが求められる背景
2. 茨城県の都市の現状
3. コンパクトなまちづくりの事例
4. 市街地拡散の影響等に関する
定量的分析の事例
5. 茨城県におけるコンパクトな
まちづくりの考え方

花田氏からは、青森市や富山市などの全国の事例を紹介いただき、茨城県内の3つの市（土浦市、龍ヶ崎市、常陸太田市）を対象とした場合のコンパクトなまちづくりに関する調査研究についてご講演いただきました。



花田氏による講演の様子



【講習】

『都市計画制度見直しの論点』

講師： 中村 純 氏
(国土交通省
都市・地域整備局 都市計画課)

1. 我が国の都市計画制度の変遷と社会的背景
2. 近年の社会経済情勢の変化
3. 都市計画制度見直しの論点

中村氏からは、都市計画法の変遷、土地利用制度の変遷、近年の社会情勢の変化や海外の都市計画制度、都市計画手続きに関する論点、また、国における最新の動向などを含め、今後の都市政策などがどのように変化していくのかなど多岐に渡ってご講演いただきました。



中村氏による講演の様子



【おわりに】

近年、多くの地域で人口減少や高齢化が進むなか、「まちづくり」への考え方や取り組み方が大きく変わってきています。効率性や利便性ばかりではなく、潤いのある豊かな生活環境や个性的で活力のある地域社会を実現することが、強く求められるようになってきています。

今後の都市計画行政は、住民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割が、ますます重要になります。

今回の講習会が、参加者のみなさまにとって、いろいろな視点からまちづくりや地域づくりを考えるひとつのきっかけとなり、今後の業務に役立てていただくと幸いです。

当協会では、今後とも、都市計画及び景観形成に関する施策の促進や良好なまちづくりをすすめていくためのさまざまな企画を考えていきたいと思っております。

「こんな講義を聞きたい」、「あの先生を呼んで欲しい」などのご意見等ございましたら、協会事務局までご連絡いただくと幸いです。



< 市町村探訪 >

水戸市景観計画の策定について

(水戸市)

水戸市では、魅力ある都市景観の形成を目指して、景観行政の方針を示した「水戸市都市景観基本計画」を平成3年度に策定し、同4年には「水戸市都市景観条例」を施行するなど、県内で最も早く独自の景観行政を実施してまいりました。しかし近年、平成16年度に景観法が整備されるなど、『景観』がまちづくりのテーマとして重視されるようになってきました。このような背景を踏まえ、水戸らしい美しい景観づくりを推進するため、昨年12月に景観計画を策定しましたので、その概要について説明させていただきます。

1. はじめに

本市は、戦災により貴重な資源を多く失っておりますが、地形的な特性によって生まれた市街地を取り囲む美しい水・緑という自然と、偕楽園、弘道館を代表とする歴史的資源が残っております。さらに、水戸芸術館をはじめとする現代の優れた建築物など、まちの魅力を構成する重要な要素が多数あり、これら自然的なものや人工的のもの、現代的なものや歴史的なものや融合したまちが形成され、水戸の都市としての独自性を醸し出しています。このような水戸らしい美しい景観を後世へ引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協働しながら、本計画に基づき『やすらぎとにぎわいが共存する風格ある「水戸らしい」景観づくり』に取り組んでまいります。



水戸百年より

2. 景観計画区域

水戸の優れた都市景観を生かし、魅力あるまちづくりを展開するため、景観形成方針を定める区域は、『水戸市全域』とします。

3. 基本目標

水戸の景観特性を生かした景観形成を進めるため、水戸市の景観計画の基本目標を次のように設定します。

やすらぎとにぎわいが共存する
風格ある「水戸らしい」景観づくり

4. 基本方針

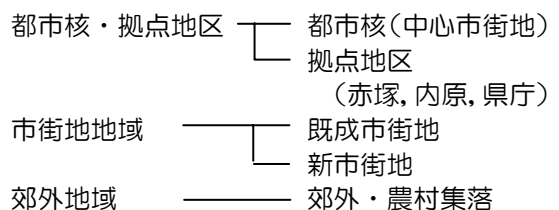
市民が愛着と誇り、責任を持てる「水戸らしい」個性ある景観づくりに向け、次の方針により、地域の自然や歴史、文化等の特色を生かした魅力ある都市景観の形成に努めます。

- やすらぎと潤いのある自然景観の育成
- 風格、味わいある歴史・文化景観の育成
- 景観のつながりを演出する水と緑のネットワークの形成
- 快適でわかりやすい道路ネットワーク景観の形成
- 自然や歴史と調和した美しいまち並みの形成
- 潤いと愛着を育む郊外・農村景観の形成



5. 地域別の景観形成方針

本市を都市構造別に分類し、地域別における景観形成に関する方針を示します。





6. 重点的に景観形成を図る地区

水戸らしい景観づくりを推進するため、必要な支援等を行うことにより、優れた景観要素と調和した地域のまち並みの景観形成を重点的に図る地区として、次の5地区を位置付けます。

- 偕楽園周辺地区
- 三の丸周辺地区
- 備前堀周辺地区
- 保和苑周辺地区
- 県庁舎周辺地区



7. 景観づくりに向けた施策

(1) 建築物等の行為の制限について

① 景観計画区域内における届出行為について

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為（大規模建築物等）について事前届出制度による景観誘導を図ります。

	規模
届出行為	建築物：高さ15m超 建築面積 1,000 m ² 超 工作物：高さ15m超 敷地面積 1,000 m ² 超
特定届出行為	建築物：高さ45m超 延面積 10,000 m ² 超



② 建築物の高さについて

偕楽園・千波湖周辺や弘道館周辺においては眺望景観の保全を目的とした高さの誘導を図ります。また、市街地における都市景観の維持を目的とした高さの制限について検討します。

(2) 屋外広告物について

屋外広告物を表示する行為は、良好な景観の形成を推進する上で重要な要素であることを踏まえ、地域の特性を生かした誘導を図ります。

(3) 公共施設の整備について

良好な景観を形成するためには、街路樹の果たす役割も重要です。そこで、街路樹の整備に着目し、水戸らしい特色ある景観形成に向け、街路樹に関する基本的な考え方を示します。

8. 今後の推進体制

良好な景観づくりのために市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに協力して景観の形成を推進します。

9. 主な経緯等

H18.7	景観行政団体へ移行
H18.10	都市景観審議会（第1回）
H18.11	市民アンケート調査
H20.9	パブリックコメントの実施
H20.10	都市計画審議会 都市景観審議会（第4回）
H20.12	景観計画の告示 都市景観条例の改正
H21.4	景観計画及び改正都市景観条例施行予定

「水戸らしい」景観特性をより良く生かすためには、市民自らが、水戸に住む価値や水戸人としての誇りを持って、景観づくりを行っていくことがとても重要なことです。水戸の景観に対する理解を深めることが、地域に対する誇りや愛着を生み、自慢できる美しい生活環境を整える行動に発展し、次の世代に「水戸らしい」美しい景観を残すことへとつながっていくのです。この計画は、美しい景観づくりの「出発点」です。市民・事業者・行政が互いに協働しながら、連続性と発展性のある景観づくりを共に進めていきます。

【問合せ先】

水戸市都市計画部都市計画課

電話 029-224-1111

E-mail: urban.plan@city.mito.lg.jp



< 市町村探訪 >

土浦市のまちづくりの取り組み

～ 中心市街地の空き店舗活用と起業家の創業支援～

(土浦市)

1 開設の趣旨

土浦市では、中心市街地活性化事業における空き店舗対策並びに起業家の創業支援を目的として、平成15年3月から「SOHOつちうら」を開設しています。

SOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)とは、自宅や小規模な事務所でインターネットなどを活用して仕事を行う働き方の総称であり、SOHOワーカーの拠点となる施設環境を整えることにより、起業家の支援・育成を図る施設です。

名称は、起業家のひとり立ちを支援する施設であるため、卵を抱いて温める、孵化させるという意味を持つインキュベーションセンターとしました。



外観

2 施設の概要

「SOHOつちうら」は、市内商工業振興事業に精通し、経営指導員等を配する土浦商工会議所に運営業務を委託して、設置者である土浦市との連携により事業を実施しています。

この施設では、入居者の拠点としての役割のほか、受付・インキュベーションマネージャーの設置、茨城県中小企業振興公社による定期相談会の開催、ネットワーク会員登録制度に

よる連携支援、入居者及びネットワーク会員へのセミナー開催等による育成支援などを行っています。

施設の概要については、次のとおりです。



間取り図

名称

土浦市SOHOインキュベーションセンター
「SOHOつちうら」

所在地

土浦市川口一丁目3番132号
(ショッピングモール505 1階)

面積

約111㎡

入居スペース

オフィス...6室(1室6㎡の専用ブース)

入居期間...2年間(24時間利用可能)

管理費用...月額2万円

入居資格...現在SOHOワーカーとして起業されている方で、「SOHOつちうら」卒業後は土浦市内で起業独立を目指している方



入居スペースの一室

共有スペース

交流・情報コーナー...市民及びネットワーク
会員の交流広場

利用時間...午前9時～午後5時

定休日...土・日・祝日



共有スペース

インターネット環境

光ファイバーによる 100Mbps の超高速通信
セキュリティ

入居スペース...指紋認証システムによる管理

共有スペース...セキュリティカードによる管理

3 入居者の状況

平成 15 年 3 月の開設以来、卒業生のうち市内開業が 8 名、市外開業が 4 名という状況になっています。

平成 21 年 1 月には、第 3 期生が卒業し、現在は今春から 4 期生が入居するための準備を行っているところです。

第 1 期生

入居期間...H15 年 3 月～H17 年 1 月

卒業生... 6 名（市内開業 4，市外開業 2）

業種...ホームページ作成代行，中国関係コンサルタント，システム開発，人材派遣等

第 2 期生

入居期間...H17 年 2 月～H19 年 1 月

卒業生... 4 名（市内開業 3）

業種...パソコン関連サービス業・医療サービスコンサルタント等

第 3 期生

入居期間...H19 年 2 月～H21 年 1 月

卒業生... 5 名（市内開業 1，市外開業 2）

業種...ビジネスコンサルタント，建築設計コンサルタント等

ネットワーク会員

会員数...29 名（平成 21 年 2 月 1 日現在）

4 今後の展開

中心市街地は、土浦市の発展の牽引役として、社会経済をはじめ、教育・文化などあらゆる面で中心的役割を担ってきました。

しかしながら、モータリゼーションの進展や郊外への大型店立地のほか、商店街の高齢化等により、空き店舗が年々増加傾向にあるのが現状です。

土浦市では、この施設を開設することにより、起業家の独立を支援することで、年々増加傾向にある中心市街地の空き店舗への出店を促し、新たな魅力ある商店街の形成を目指しております。

なお、今後は、不動産事業所・関係団体等と連携を図りながら、中心市街地の空き店舗情報を一元化し、新規出店者に対して空き店舗へスムーズに誘導できるような体制の整備・確立が求められています。

【問い合わせ先】

土浦市産業部商工観光課中心市街地対策室

Tel 029-826-1111 (内線 7602)

Email shoukou@city.tsuchiura.lg.jp



< 市町村探訪 >

ひたちなか市都市景観ガイドラインの策定活動について

(ひたちなか市)

景観法が施行され、全国的に景観に対する関心が高まっている今日、本市においては、以前から公園のように美しい都市を目標に、幹線道路への街路樹の植栽や12地区約537haにおいて地区計画を定め、良好な住宅地の環境づくりを進めてきたほか、美しい自然環境を残すために10地区約330haの森林等を風致地区に指定するなど積極的に景観政策に取り組んできました。

しかし、これら個別の政策の指針となるものが無く、また地区計画等の規制が無い地区において建築活動等を誘導するための指針も無いことから、永くその作成が求められていたところです。都市計画マスタープランの改訂も迫っていることから、これにも活かせるように、平成20年度から都市景観のガイドラインの素案を作成するワーキングチームの活動を開始しました。

本市には、緑豊かな台地、天然記念物である中生代白亜紀層の岩礁や砂浜で変化に富んだ海岸線、那珂川と沿岸の豊穡な田園地帯、中小河川が形成する谷津、整然と整備された市街地の街並みといった美しい景観資源があります。また多くの人で賑わう勝田全国マラソン大会などのイベントや水田地帯を走るひたちなか海浜鉄道が周囲の風景と一体となって作り出す景色、さらには新鮮な魚と買い物客で賑わう魚市場の光景も大切な景観と考えています。

このような多様で多岐にわたる景観を維持し、新たに創造するために、ガイドラインをどのようにしてまとめ、また市民の景観に対する意識を高めていくかが、この原稿を執筆している現在、事務局の一人として非常に頭を悩ませているところです。



〔良好な自然景観〕



〔良好な都市景観〕



では、ここでワーキングチームの構成と活動について紹介したいと思います。

構成員は、景観施策に関連している課の職員と、景観政策に関心がある職員で所属長と都市計画課長の推薦を得た者の計13名からなっています。

また、アドバイザーとして、県都市計画協会で運営している「まちづくりアドバイザー制度」を活用させていただき、茨城大学工学部都市システム工学科の小柳武和教授から策定に向け指導・助言をいただいております。

平成20年11月から始まって、月1回ペースで集まって協議していますが、構成員は、担当職務をこなしながらの参加になるため、全員揃うことは難しい状況にありますが、仕事上や個人的に感じている景観やまちづくりに対する意見を出しあっています。第三者から見ると雑談にしか聞こえてこないような話からガイドライン策定につながるヒントが出たりしています。平成20年度中に素案を完成させるため現在頑張って活動していきたいと思っています。



〔小柳教授を交えてのワーキングチーム活動風景〕

〔問い合わせ先〕

ひたちなか市都市計画課 山口 雅美

029-273-0111 (内) 1361

E-mail toshikei@city.hitachinaka.lg.jp



< 市町村探訪 >

「市民が主役のまちづくり」

～桜川市パートナーシップ研究会の設置～

(桜川市)

桜川市パートナーシップ研究会とは

桜川市パートナーシップ研究会は、本市のかかげる「市民が主役のまちづくり」の実現を目指し設置されたものです。

研究会では、本市における市民参加のまちづくりの課題や方向性等について協議を重ねていきます。

また、平成21年度中には、市民参加のまちづくり指針をまとめ、その指針をもとに、市民の皆さんが生き生きと取り組めるまちづくりを実現したいと考えています。

第1回研究会の開催

平成20年11月25日(火)に、桜川市大和ふれあいセンターにおいて、第1回桜川市パートナーシップ研究会が開催されました。

研究会の委員には、公募やNPO・ボランティア団体で活動している市民の皆さん7名と市職員8人が委員となっています。

また、研究会には、ユニバーサルデザインや地域再生、市民参加のまちづくりなど幅広い分野にて活躍しております筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の蓮見先生をアドバイザーに迎えています。

第1回目の研究会では、蓮見先生の講話があり、その中で「ものを作ることよりも作るまでの過程が大切、まずはつくることを楽しむこと」とお話がありました。委員の皆さんも「いろいろと勉強しながら、桜川市の未来につながるようがんばりたい」と抱負を語っていました。



パートナーシップ研究会委員の皆さま

「まちづくりは楽しいもの」

まちづくりというと行政の仕事と思われがちですが、実はとても身近なもので、誰にでもできるものなのです。

例えば、家の周りのゴミを拾い歩くこともまちづくりですし、子供たちの安全を見守ることもまちづくりです。もっと付け加えれば、みんなで花を植えたり、何かイベントを開催したりすることもまちづくりです。

まちづくりという言葉はとても広い意味で使われていますが、近年は、自分の手でまちをよくするために活動することが、まちづくりの主流になってきました。

地域はみんなのものです。自ら活動する人が多くなればなるほど、地域はもっともっとよくなります。行政は、そのような活動する人をサポートすることが大きな役割になってきています。

まちづくりは楽しいものです。「誰かにやってもらう」ではもったいないです。



市民主体による まちづくり活動について

第1回目の研究会の目玉は、アドバイザーになっていただいている蓮見先生の講話です。

少しではありますが、講話の内容を紹介させていただきます。

地域は先進地

これまでの都市型の「成長・発展」の時代には限界があり、これから力をつけていくのは地域であると言えます。

都市に比べ、私たちの住む地域は、現在、少子高齢化、過疎化、産業の空洞化等という切実な問題に対峙しています。これらの問題はいずれ都市でも持ち上がります。そのような観点からみると、私たちの地域は先進地であり、地域できちんと生活が営まれるようなことを構築できれば、日本を救うことができるのです。

経済とか消費だけを尺度とした時代から、人の生活の質とか価値観いうものを第一の基準に考える時代へと変わり、それが地域から始まると考えればいいのではないのでしょうか。

日本酒と3つのQ

さて、それではまちづくりを「日本酒と3つのQ」を使って説明しましょう。

1つ目のQは「QUANTITY(量)」です。戦後は物が不足し、酒飲みの方はたっぷり飲みたいと考えていました。つまり量が大切だったのです。

2つ目のQは「QUALITY(質)」です。酒がたっぷり飲める時代になると、高級な酒が飲みたいと考えるようになりました。これが質を求める時代です。

3つ目のQは「QUEST(意味)」です。高級な酒の次は意味のある酒、つまりは物語のある酒が飲みたいとなります。その酒は地方の酒(地酒)です。時代は意味を求めるようになりました。これは都市がつくるブランドの時代が終わったことを意味しています。

このような流れはまさにまちづくりにも当てはまります。量、質から意味へと、そして都市から地方へと移っているのです。これにともない多様な価値観が生まれているのです。

地域の時代

現代社会は価値観の多様化した時代です。「ものづくり」から「ことづくり」へ、成果主義からプロセス主義へ、生活の軸が個人の価値観へと変わってきました。言い換えれば、つくること(プロセス)を楽しむこと、それは生きがいとなり、生活の質を向上させていきます。

私たちはいい場所に住んでいます。私たちの住む地域は先進地として、日本全体の再生をも担っていくことができると思います。

新たなる地域時代、これから必要なことは生きていくための知恵だと思います。私たちの住む地域の生業を活かした生きがいのあるまちを、市民が自ら考え創ることではないでしょうか。都市では味わえないものがこの桜川市、いや各地域に沢山隠れています。



第1回桜川市パートナーシップ研究会の様子

問合せ先

桜川市羽田 1023 番地

桜川市役所 市長公室企画課

TEL : 0296 - 58 - 5111 (代表)

E-mail : kikaku_s@city.sakuragawa.lg.jp



<市町村探訪>

地域の文化的資源を生かした「ウミウの里づくり」 (日立市)

はじめに

日立市は、県北東部に位置しており、東は太平洋、西に阿武隈山系が連なる豊かな自然に恵まれた都市です。

日立市は平成 16 年 11 月に北部の旧十王町と合併して現在の日立市となりましたが、旧十王町地域では、古くからウミウの捕獲が行われ、地域の文化として受け継がれてきました。

地域とウミウのつながり

当地域には利用率日本一を誇る「国民宿舎鵜の岬」をはじめ、日帰り温泉施設「鵜来来(うらら)の湯十王」や十王物産センター「鵜喜鵜喜(うきうき)」など、ウミウにちなんだ名称の施設も多くウミウとの深いつながりが感じられます。

ウミウは食用や徒歩鵜漁^{かちうりまう}に利用されていましたが、鉄道など交通機関が発達した大正時代以降は長良川をはじめとする各地へ鵜飼用に提供されるようになり、現在では全国 11 箇所の鵜飼地へウミウを提供する日本で唯一の地域となっています。

ウミウの捕獲と捕獲場の崩落

ウミウの捕獲場は国民宿舎鵜の岬東側の断崖にあります。

捕獲方法は鳥屋の外の岩場におとりのウミウを置き、休憩のために岩場にとまったウミウの足にかぎ状の棒を引っ掛けて捕らえます。

捕獲場はかつて 5 箇所ありましたが風雨や海食により次々に崩落し昭和 50 年代には 1 箇所になってしまいました。あわせて捕獲者も減少し、長い間 1 名のみという状態になっていました。

そして、唯一残っていた捕獲場も平成 15 年 6 月に岩盤ごと崩落し、ウミウの捕獲・供給ができなくなってしまいました。

このままでは、ウミウ捕獲という地域文化の継承のみならず全国の鵜飼事業の存続も危ぶまれることから、早急に捕獲場の再築が求められました。



再築された捕獲場(鳥屋)



鳥屋内部(右側外におとりのウミウがいる)



トンネル入口

捕獲場の再築

このため、茨城県と日立市、鵜飼実施自治体とで、ウミウの捕獲から鵜飼までを一連の文化としてとらえ、鵜飼の伝統文化を広く継承、継続していくために、捕獲場



の再築と維持管理，捕獲技術の継承及び後継者の育成によるウミウ捕獲継続性の確保を目的とした「ウミウ捕獲場再築及び捕獲技術保存協議会(現ウミウ捕獲技術保存協議会)」を平成16年2月に設立しました。

捕獲場の再築にあたっては，岩場を補強するとともに，自然環境の大幅な改変がウミウの飛来に影響を与えることも懸念されたため，新しい捕獲場へは新たにトンネルを整備してアクセスすることにしました。

費用面では，上記協議会メンバーからの負担金に加え，国土交通省の「まちづくり交付金」も活用しています。

新しい捕獲場は平成16年10月に完成し，同月からウミウの捕獲を再開することができました。

捕獲後継者の育成

捕獲後継者については，ウミウの捕獲が天候や期間(1年のうち6ヶ月(渡りを行う時期)しかできない)などの要因により不安定なため，なかなか担い手が見つかりませんでした。地元からの推薦により2名の後

継に
に
ス
ら
も
証



捕獲したウミウを入れるかごは手づくり

捕獲場の活用と情報の発信

捕獲場再築後の新たな取り組みとして，休猟期間(7~9月，1~3月)に捕獲場及びトンネルを一般の方に公開しています。

トンネル入口には捕獲事業の説明板を設置するとともに，トンネル内部には鶺鴒地を紹介するパネル展示を行い，見学者には捕獲者が説明を行っています。

捕獲場の公開は大変好評であり，平成20年の1年間には15,657人の見学者を迎えました。

また，捕獲事業をPRするDVDを作成して，「国民宿舎鶺鴒の岬」と「鶺鴒来来の湯十王」，「十王交流センター」において定期的な放映を行い情報の発信に努めています。

今後の取り組みの方向性

今後は，ウミウ捕獲という地域の伝統文化を発展・継承していくためのソフト面の更なる取り組みが求められています。

具体的には，昭和40年代に途絶え，現在，祭りのイベントとして再現している徒歩鶺鴒の定期的な再現の検討や小中学生を対象にしたウミウ捕獲や鶺鴒に関する講演や体験事業による意識啓発，ホームページによる鶺鴒やウミウの捕獲状況などの情報発信や捕獲場見学ツアーの実施，鶺鴒自治体との連携の強化などによる交流の促進などへの取り組みを検討しております。

これらの取り組みによりまして，更なる「ウミウの里づくり」を進めていきたいと考えています。

<お問い合わせ先>

日立市産業経済部観光振興課

TEL : 0294-22-3111 内線 406, 407



<先進地紹介>

古いまちなみを活かしたに犬山城下町地区おける まちづくり交付金事業について(愛知県犬山市)

茨城県 土木部 都市局
都市計画課 主事 土師健弘

去る平成21年1月22日・23日の二日間、今年度の茨城県都市計画協会先進地視察に参加させていただき、愛知県犬山市と豊田市を視察いたしました。その中でも、愛知県犬山市の特色あるまちづくりについて触れていきたいと思ひます。

【犬山市の概要】

犬山市は、愛知県の最北端にあり、名古屋市からは約25km、北側は木曾川を隔てて岐阜県と接するところに位置し、市の人口は75,944人で世帯数は28,642世帯、面積は74.97k㎡という規模の自治体です。(平成21年1月31日現在)



犬山市の歴史は古く、古代から木曾川周辺に小集落が発展し、東之宮古墳や青塚古墳などの古墳が残されているほか、入鹿の地には米を保存する屯倉を設けたという記録が日本書紀にも見られます。

また、戦国時代には織田氏の所領となり、江戸時代には尾張藩付家老である成瀬氏の城下町として発展し、国宝“犬山城”とともに当時の町割りが現在も残る全国的にも貴重なまちです。

このような歴史や自然といった豊かな資源を持つ犬山市には、年間500万人近い観光客が訪れ、城下町を中心としたまちづくりを進めています。



国宝 犬山城

【犬山市のまちづくり交付金事業】

犬山市は、前述した歴史的資源を生かしたまちづくりを進めるための一つの方策として、国土交通省所管の支援制度である、まちづくり交付金事業を活用しています。まちづくり交付金とは、市町村の各種事業をパッケージとして支援するもので、ハード事業からソフト事業まで幅広い事業に活用が可能な制度です。

犬山市における都市再生整備計画の概要は以下のとおりです。

地区名：犬山城下町地区

面積：252.2ha

交付期間：平成16年度～平成20年度

大目標：『歩いて暮せるまち 歩いて巡るまち』

- ・目標1：犬山城や町割り、町や当の歴史的資源を保存・活用し、犬山市の歴史・文化を象徴する地区として、魅力と個性に溢れた風格のあるまちづくりとともに、これらの資産を最大限に活用し、商業と観光の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを目指す。
- ・目標2：城下町地区を中心に通過交通の排除や走行速度の抑制を図り、歩行者が楽しく安全で安心して歩くことができる、回遊性の高い歩行者優先のまちづくりを目指す。
- ・目標3：長い歴史・文化の中で築き上げられた地域コミュニティに配慮し、子供から高齢者までの生活者が安心して快適に暮せるまちづくりを目指す。

実施事業：道路事業、街路事業、地域生活基盤施設整備、既存建造物活用事業、まちなみ環境整備事業、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業

犬山市のまちづくり交付金事業は、市の総合計画や景観計画などと上手くリンクして実施されており、制度の趣旨である『地域主導の個性あふれるまちづくり』や『地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化』を具現化した、全国でも有数の優良地区として取り上げられております。



【犬山城下町地区の特徴的な取り組み】

次に、犬山城下町地区のまちづくり交付金事業の特徴的な取り組みについて、少し掘り下げていきたいと思います。

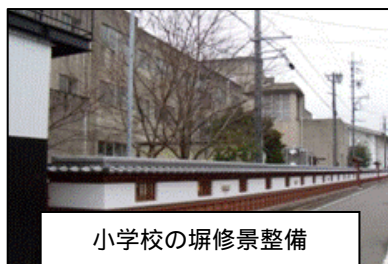
犬山市におけるまちづくり交付金事業でも特筆すべき部分として、城下町の歴史的ストックを生かしたまちなみの再生事業、安全・安心・快適な暮らし実現のための道路（街路）事業、賑わいを再生するための提案事業についてご紹介したいと思います。

1．まちなみ環境整備事業

まちなみ再生事業の一環として、犬山市では、平成8年度に街なみ環境整備計画を策定し、それに基づき城下町の古い景観を残しつつ賑わいのあるまちづくりを進めてきました。その計画の一部の事業についてまちづくり交付金を活用して実施しています。

具体的な整備内容としては、小学校を囲む塀を周囲の古いまちなみに合わせて趣のある形で整備をしたり

道路舗装を美装化することで、景観に配慮した道路整備を行ったりしています。



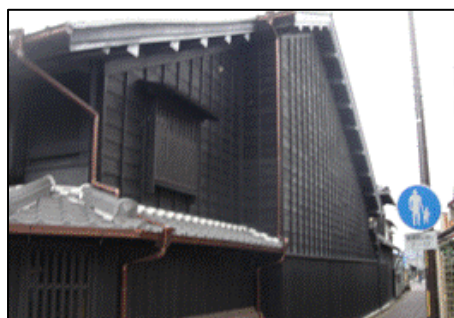
小学校の塀修景整備



側溝の蓋にも一工夫

また、都市景観基本計画の重点地区内の民家の建替・新築・改築の際に、都市景観形成基準に準じた建造物とした場合、その経費の一部をこの事業で助成しており、統一的

な古いまちなみの保全するために住民に一方的に負担を強いることのないよう配慮されています。



修景に配慮した改築（助成制度を活用）

2．道路（街路）事業

犬山城下町地区には、長期未整備路線となっていた都市計画道路が2路線あり、実際に整備に着手しようとしたところ、地域住民の反対の声が強まり、「歴史のみちづくり整備計画策定委員会」を立ち上げ、地域住民の声を十分に反映した整備計画が策定されました。

この計画の中で、古いまちなみを残すために都市計画道路の幅員を現道幅員近くまで見直したり、景観に配慮した道路の美装化、電線類の無電柱化などを盛り込んだりと、ハード整備の中にも、古いまちなみへの配慮と住民との協働がうかがえ、まさに行政が事業を進めていくうえで、理想的な体制であると感じます。

この計画を事業化する際の一手段としてまちづくり交付金が活用されており、計画の大目標でもある『歩いて暮せるまち 歩いて巡るまち』の実現にも一役買っています。

3．提案事業

提案事業は、通常補助事業として認められないようなソフト事業や社会実験的な取り組みなどに活用することが可能なものです。

犬山市では、この制度を活用し、まちなみの中に賑わいを取り戻すため、空き店舗活用事業やチャレンジショップへの支援、観光情報システムの構築、ガイドマップ・情報冊子の作成、まち歩き拠点施設の整備など多種多様な事業を実施しています。

これらの事業をハードの整備と組み合わせ実施する事で相乗効果が得られています。

【おわりに】

犬山城下町地区の都市再生整備計画は、平成17年度のまち交大賞の計画大賞（国土交通大臣賞）を受賞しています。これは、全国のまちづくり交付金事業の中で最も優れた計画に与えられるものです。

犬山市のまちづくり交付金事業は他の地区と比較しても事業費が特別多いわけではありません。それなのにこれほどの成功を得た裏には、「歴史的なまちなみを活かす」というブレのない事業の軸があったことと、住民としっかり対話する姿勢があったからこそだと思います。

まさに、身の丈にあった無理のない、そして地域の資源と特性を活かした都市再生への取り組みであると言えると思います。



<先進地紹介>

愛知県豊田市の景観計画、まちづくり交付金事業について

豊田市の概要

豊田市は愛知県の中部に位置し、面積 918.47 km²、人口 42 万人、平成 17 年 4 月に旧豊田市と周辺 6 市町村が合併して出来た県内最大のまちである。昭和 10 年に自動車工場を誘致し、現在では世界一の「クルマのまち」である。

豊田市景観計画の経緯

豊田市では、昭和 63 年に「豊田市都市景観基本計画」を策定し景観に配慮しまちづくりを進めてきた。しかし、平成の大合併に伴いさまざまな個性を有する都市として生まれ変わり、雄大で圧倒的な緑量を誇る森林や各地にみられる地域固有の歴史、文化、観光などに関する多数の資源が加わり、これまでの工業都市としてのイメージが大きく変わりました。里山や奥山などの自然は、美しい風景の大切さを再認識させ、都市部の景観においても周囲を取り巻く自然を活かした景観づくりの大切さを教えてくれました。このような市を取り巻く社会的変化や時代の要請などに対応し、景観形成の方向性を示し、市民や事業者と行政

が一体となって、豊田市らしい魅力ある景観づくりの取り組み「豊田市景観計画」の策定が平成 17 年より始まりました。

景観形成の基本目標

豊田市では、市全体での景観づくりを一体的に進めていくため景観計画区域を市全域とし、地域ごとに異なる特性の基礎調査を行い、それらの特色に応じてゾーニングを行いました。そしてパブリックコメントなどの市民参加による検討を重ね、平成 20 年 3 月に「豊田市景観計画」策定に至りました。

景観形成の基本的な考え方として、豊田市においては多様な生物の源である市の中心を流れる矢作川の流域が、中心市街地及びその郊外の全ての地域における景観の素地となっています。また、市全域にわたって歴史、産業、人々の生活の営みなどが景観形成していることについて認識して取り込んでいます。

豊田市では「目指すべき景観像」と、それを実現するために 4 つの「基本目標」を設定しました。

目指すべき景観像

いちばん美しいまち・豊田
人と自然と産業が響きあう

4 つの基本目標

1 生命を育み環境を守る自然景観づくり

～豊かな水と森を守り育み、人と生き物にやさしい環境を持った景観をつくります～

2 豊かな心を育む生活景観づくり

～快適性と安全性を基礎に、愛着と誇りが持てる景観をつくります～

3 活力を生み出す産業景観づくり

～モノづくり産業の活気を感じられ、また、交流と賑わいが見られる景観をつくります～

4 文化を培う歴史景観づくり

～地域の伝統を受け継ぎ、歴史と文化の香り高い景観をつくります～



計画策定後の取組み

本年度より計画の運用が始まり10月からは建築物等の届出制度が始まりました。用途地域ごとに一定の基準を設け、さらに計画で定めた中心市街地や森林地域など4つのゾーン毎に建築物の配置や形態、色彩、緑化などの景観形成基準を定めたもので、今年の1月までに事前相談も多数あり、約40件の届出があったとのこと。

この届出制度の開始に当たって、景観形成ガイドラインの冊子等を作成し、市職員や建築士等を対象にした講習会を実施しています。また、近隣の大学教授等4名の方に協力をいただき「景観アドバイザー制度」を設け、毎週木曜の午前中に建築に関する事前相談を無料で行っています。アドバイザーには、このほか景観に関する様々な相談に協力をいただいているそうです。

また、計画の中で示されている「景観重点地区（候補地区）」の3地区（中心市街地、国道248号地区、足助地区）においては、住民の方々と地区における今後の基準策定などの議論を行い、発展的な景観計画を目指しています。

地域住民との共働による道路整備

今回の現地視察の中で一番印象的だった場所は、まちづくり交付金でリニューアルされた市道中町線です。

市民と行政の共働を目指す「まちづくり基本条例」をもとに、平成17年に商店街の方や地域住民を含めた「桜町ほうだら会」が発足し、市や商工会議所等と連携しながら街並みづくりの方向性を検討してきました。



【拳母神社を望む市道中町線】

「史跡・緑に囲まれた拳母神社の参道としてのみち」、「モダンな雰囲気漂うみち」を中町線のみちのイメージとし、現在の幅員を変えずに歩道と車道の段差の解消や車のスピードがゆっくりになるデザインなど、歩いて楽しい桜町らしいみちづくりについての考えをまとめました。

これらのコンセプトをもとに整備されたみちは、実際に訪れてみると、落ち着いたあるおしゃれな街並みで、拳母神社をはじめとする周りの緑と調和した素敵な景観でした。にぎわいを失いつつある各地の商店街などでは、このようなまちづくりが求められるのではないかと思います。

豊田市訪れた感想

豊田市はトヨタ自動車のお膝元、多くの工場が立ち並びまち。訪れる前にはそのような想像をめぐらしていましたが、最初に訪れた豊田市産業文化センターをはじめ、二つの駅を結ぶ歩行者空間（ペDESTリアンデッキ）、駅前再開発による道路整備、復元された河川など、40万人都市に相応しい、とても近代的な街並みでした。

今回は訪れることは出来ませんでしたが、市域の大半は多くの自然を残した森林地域・田園地域であり、古河市とは、人口・面積・財政規模など比較にはなりません、合併に伴う市域の特性など参考になることばかりで、これから市民との連携による景観まちづくりにおいて、貴重な経験をさせていただきました。



【まちづくり交付金事業：採養院川環境整備】



<お知らせコーナー>

北関東自動車道 桜川筑西 IC～真岡 IC が開通しました

北関東自動車道は、群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約150kmの高規格幹線道路であり、茨城、栃木、群馬三県の主要都市を結ぶとともに、東水戸道路や常陸那珂有料道路を経て、茨城港(常陸那珂港区)に直結しています。

茨城県内では、昨年12月20日に「桜川筑西IC(インターチェンジ)～真岡IC」間が開通したことにより、県内区間延長約54km全てが開通し、常磐自動車道と東北自動車道が結ばれました。この開通により、茨城港(常陸那珂港区)の利用促進や茨城空港へのアクセス向上、ひたちなか地区をはじめとする県内各地への企業誘致の促進、さらには広域観光の促進など幅広い分野での北関東地域の連携強化が期待されています。

平成23年度までに関越自動車道までの全線が開通する予定です。

なお、開通による整備効果は次ページのとおりです。

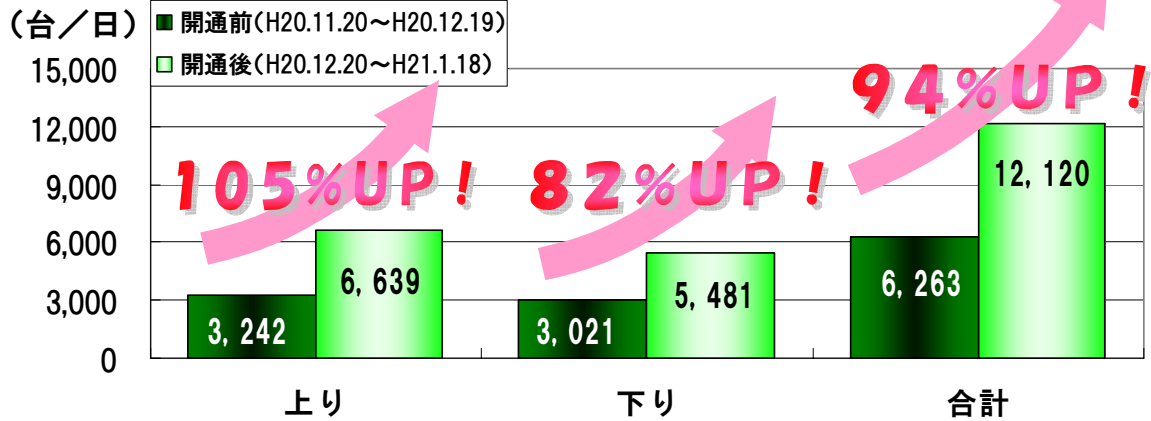


(筑西桜川ICから真岡方面を望む)

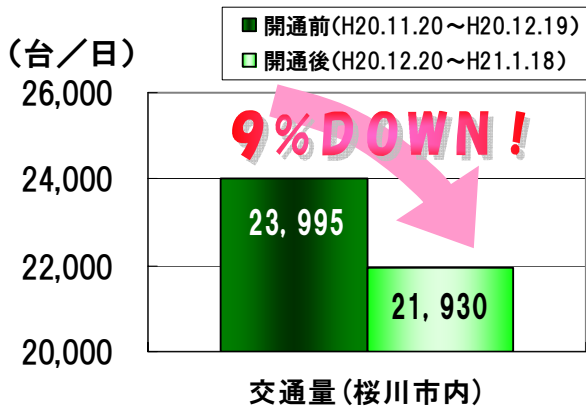


北関道の開通効果

北関道開通前後 1 ヶ月間の比較(桜川筑西 I C ~ 笠間西 I C)



北関道開通前後 1 ヶ月間の国道 50 号の交通状況



全ての調査地点で交通量が減少!

- ・桜川市内の交通量が23,995台/日から21,930台/日へ減少。
- ・筑西市内の渋滞長が490mから360mへ減少。
- ・笠間市から結城市までの約50km間で物損事故が73件から68件へ、人身事故は23件から20件へそれぞれ減少した。(茨城県警調べ)

群馬県太田市(太田桐生 I C 付近) ~ 常陸那珂港 I C までの走行時間

- ① 国道50号を利用した場合 ⇒ 約3時間30分 ⇒ 約2時間10分短縮!
- ② 北関道を利用した場合 ⇒ 約1時間20分
- (※①平日昼間(1/30)の実走時間)
(※②北関道の全線開通時)





<お知らせコーナー>

歴史まちづくり法が施行されました

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史まちづくり法は、地域に残る歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するために制定され、平成20年11月4日に施行されました。

以下、国が発行しているパンフレット等をもとに、その概要などをご紹介します。

歴史的風致とは

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境をいい、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

1 歴史的風致維持向上計画

国（文化庁、農林水産省、国土交通省）が法律の制定にあわせて作成した「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、市町村は「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することができます。

計画には、次の事項を記載します。

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

重点区域の位置及び区域

文化財の保存又は活用に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致形成建造物の指定の方針

計画期間 等

重点区域とは

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域です。

重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地

重要伝統的建造物群保存地区内の土地



2 各種支援事業

国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき実施される事業について、各種の支援があります。

(1) 歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致維持向上計画の中で定めた重点区域において実施される次の事業に対して支援するものです。

歴史的風致形成建造物についての復原・修理等に対する支援【コア事業：補助率は総事業費の1/2以内】

重点区域内のハード整備、当該歴史的風致形成建造物に関連した伝統行事の開催等のソフト事業に対する支援【附帯事業：補助率は総事業費の1/3以内】

《事業主体》

ア 市町村（民間団体、個人へは市町村を通じた間接補助）

イ 都道府県（自らの管理施設を対象とする場合に限る）

ウ 市町村を構成員に含む法定協議会

間接補助の場合の補助率は、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内です。

(2) その他の支援事業の拡充

既存の支援事業についても、補助対象を拡大するなどの拡充が行われた事業があります。以下にお示しするのは一例で、このほかにも、支援内容が拡充された事業があります。

街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物の買取り費等を補助対象に追加。

まちづくり交付金

基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加。

都市公園事業

補助対象施設に、認定計画に基づき歴史的に重要な施設として整備される城址等を追加。事業主体に、認定計画に基づいて実施する都市公園事業のうち、公園管理者の許可を受けて都市公園内に設置・管理する施設の整備について、公園管理者以外の地方公共団体等を追加。

3 認定の状況

1月末現在で、金沢市を含む5つの市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、各市の計画の概要については、国土交通省のホームページから見るができます。



<大会レポート>

第60回都市計画全国大会に参加して

はじめに

平成20年11月6日から7日まで二日間にわたり、島根県にて第60回都市計画全国大会が開催されました。今回、同大会に参加させていただき、同県及び全国各地のまちづくりの状況等を学ばせていただきました。その時の状況を御紹介いたします。

まず、会場となりました島根県について説明します。島根県は面積約6,708km²、人口約74万人、日本海側の山陰地方に位置し、鳥取県、山口県及び広島県と接しています。県庁所在地は松江市で、シジミで有名な宍道湖、平成19年に世界遺産となった石見銀山等を抱えています。また、奈良時代の状況を記した出雲国風土記が現存し、出雲大社や由緒ある古くからの神社等が存するなど、歴史的な風情も感じさせます。このことから、島根県に対して涸沼や鹿島神宮を持つ茨城県に比較的近い印象を受け、親近感を覚えました。



会場

大会一日目

大会一日目は、全体会議の後、各部会に分かれ、その内『地方都市における都市再生』をテーマに、長野県飯田市、長崎県諫早市、島根県益田市のこれまでの施策や中心市街地活性化基本計画を活かしたまちづくりの事例発表及びそれに基づく討論に参加しました。



開会式

まず、飯田市から「都市再生へのマネジメント～飯田市中心市街地の取り組みから～」として発表がありました。同市の市街地再開発の特長として、住宅床の開発を中心に考え、小規模でも地域の合意形成がされた区域から再開発を行うことによって別の再開発を呼び込む施策を行っています。そして、それをサポートするために市民主導による「まちづくりカンパニー」が発足されています。

次に諫早市から「諫早市におけるコンパクトなまちづくり～来たくなるまち 来やすいまち 住みたくなるまち～」として発表がありました。客足が遠のいた市街地に賑わいを戻すために、



店舗等の改装・整備支援や図書館，商業施設複合マンションの建設等の整備改善を行うとともに，大型店舗跡地への共同店舗開設や無料駐車場等の整備，街路の整備等を行うことによって，市街地の魅力を向上させ，客足を回復させつつあるということです。

最後に益田市から「益田市中心市街地のまちづくり～駅前ぎわいゾーンの創出にむけて～」として発表がありました。郊外店の進出等により駅前の求心力が弱くなったことから，駅周辺に店舗や住宅，ホテル，公益センター等の複合ビルの開発を行うとともに，駅前駐車場を建設して集客能力を高め，駅から近距離にある芸術文化センターまでの通りを「益田市中心市街地活性化基本計画」のテーマである「ゆっくり歩けるまち・益田」を念頭に置いた道路の改良を行い，駅付近の回遊性を向上させているとのことでした。

また，3市とも共通して，再開発事業を活かすため今後とも住民との協働等によりまちづくりを行きたいと話していました。

その後，再度全体で集まり，それぞれの部会から結果報告が行われた後，「出雲の魅力」をテーマに島根県立大学 短期大学部名誉教授の藤岡大拙先生より記念講演があり，大会一日目は終了しました。

大会二日目

大会二日目は，現地調査として「古代出雲の魅力あるまちづくり」コースに参加し，出雲大社門前町をはじめとして県立浜山公園，揖斐川（ひいかわ）放水路事業，出雲市駅周辺地区土地区画整理事業を見学しました。



出雲市駅



出雲大社（拝殿）



部会会場

出雲大社は日本最古の神社建築の形式を持った大社造りの神社であり，この出雲大社を中心に門前町が作られております。しかしながら，近年，出雲大社周辺の市街地を回遊する観光客が減少し，市内の住人も郊外の大型店へ流出していることから，電柱の地中化や道路の美装化，地域住民の協力による軒先アート等のもてなしを行うことによって，街並みの魅力向上を図っています。これにより，市街地を回遊する観光客が増加し，付近の住民も街並みを散策するようになり，賑わいが戻りつつあるとのことでした。



県立浜山公園は、従来砂地であったところを今からおよそ250年前に地元の篤志家が黒松の植林を行うことにより飛砂被害が減少し、緑地となった地域に作られた公園です。公園を建設するにあたり、県では、地域の由来に基づき、黒松を極力残すように計画するなど、環境に配慮した設計を行っています。



出雲大社門前町



斐伊川放水路事業

斐伊川放水路事業は、斐伊川、神戸川流域の氾濫により島根県東部に幅広い浸水被害が発生したことから計画された事業です。斐伊川と神戸川とを繋ぐ放水路を設け、斐伊川の水を神戸川に放流し、大社湾に注ぎ込ませることによって、斐伊川から宍道湖への流量を減少させて水害を解消しようとする事業です。

斐伊川放水路は現場に近づくと圧倒されるほど巨大な事業であることがわかり、その大きさに威圧感を覚えるとともに、ここまでの規模の放水路建設を要するほど、当時の浸水被害の規模が相当なものであったが事が想像され、ただ驚くばかりでした。

出雲市駅周辺地区土地区画整理事業は、以前貨物線等があった土地に区画整理を行い公園や道路の整備、駅の高架化による線路で分断されていた南北部のアクセスの向上等によって、地域住民の交流活性化を図っていくとのことです。

おわりに

今回、様々な都市計画やまちづくりの状況を担当者から直接窺い知ることが出来、参考になりました。近年全国的に、現在の都市の状況を踏まえたうえで、将来的に、市街地と郊外の秩序をどう保ち続けていくか様々な有効策が模索されている中、各地域がどのようなまちづくりの形を描いているのかを知ることが出来たのは大変貴重な体験となります。

また、記念講演では島根県性質に触れながら「その地方の性質は欠点ともなるが魅力ともなる。まちづくりは今の魅力を活かすことが大切。」との旨の話しがあり、とても印象深く感じました。

今後この体験を無駄にせず有意義なものにしていきたいと思えます。



<研修レポート>

平成20年度（第24回）まちづくり拝見研修会に参加して ～「城下町の歴史を活かした産学官連携による彦根のまちづくり」～

茨城県東茨城郡城里町役場 都市建設課 主幹 きょうのともりの 興野友宣

【はじめに】

今回私は城里町職員として初めて、平成20年11月28日(金)に、滋賀県彦根市の滋賀大学に於いて、平成20年度第24回街づくり拝見研修会～「城下町の歴史を活かした産学官連携による彦根のまちづくり」～に参加させていただきました。

今回の研修は、大学教授によるご講演、現地視察、事例紹介等により構成され、全国から60名以上の都市計画関係の職員が集まり視察研修をして参りました。

どの講演・視察もとても素晴らしいものでした。その中でも私が特筆しておきたい研修は下記のとおりであり、今回の視察研修の報告としたいと思います。

【講演】

「産学官の連携によるまちづくり」 講師：滋賀県立大学 環境科学部 柴田いずみ 教授

講演の概要

滋賀県の面積は全国で10番目に狭く、内陸県としては埼玉県に次いで狭い。しかもその狭い面積の半分以上が山地と琵琶湖で占められており、可住地面積では大阪府よりも狭くなっている。

更に今回の研修地である彦根市は、昭和12年に市制を施行し、琵琶湖東北部の中核都市として発展してきた市である。

琵琶湖と鈴鹿山系に囲まれた豊かな自然に恵まれた彦根市は、江戸時代に彦根藩35万石の城下町として本格的な歩みを始め、現在に至るまで歴史的、文化的な風情を色濃くとどめているとともに、中世から近世にかけての貴重な歴史遺産が今なお、数多く存在している。

中でもやはり特筆すべき事項は、滋賀県のシンボリックな「彦根城」で国宝に指定されている。

今回、産学官との連携によるまちづくりの目的とは、地域を特色づける産業の育成・発展を目指して、独創的な分野・技術に特化し、地域における産（民間企業）・学（大学等）・官（公的機関）の連携を促進し、大学等のシーズ（知恵）と民間企業のニーズを上手にマッチングさせることにより、新しい技術や文化を生み出して、新規事業を創設していこうというものです。



彦根城

ひこにゃんとやちにゃん





連携したまちづくりの例

彦根市は人口約11万人の都市ですが、3つも4年制大学があります。

その学生力には素晴らしいものがあり、1998年にはACT(ACTION CONNECT TOWN 活動はまちにつながる)を県立大学の学生主体で立ち上げ、そして運営しています。

中心市街地に7年も閉まっていた空きビルに「シャッターを開けましょう！」と学生たちが集まり、活動を始めたそうです。

盛り上がりのある活動は、人が集まり、活性化を促し、まちの発展につながって行ったとのことで、彦根城を中心とした活動は更に大きくなり、現在では学生と民間が共同しながら、彦根城内堀に「屋形船 ゆらつと遊覧 彦根城お堀めぐり」や観光案内もしてくれる「ペロタクシー」等を運営しています。



夢京橋キャッスルロード

↓花しょうぶ通り商店街



他の視察研修

今回、上記の講演会のほかに、下記の講演及び視察研修等をしてきました。

・講演として

滋賀大学 経済学部 山崎一眞 教授による講演
「城下町の歴史を活かしたまちづくり」

・現地視察として

夢京橋キャッスルロード
(シンボルロード整備事業・まちなみ修景等)

四番町スクエア
(街なか都市再生土地地区画整理事業)

花しょうぶ通り商店街
(LLP ひこね街の駅)

未来ロゴス21ひこね
(彦根駅東地区土地地区画整理事業)

以上を視察してまいりました。

視察研修を終えて

今回、上記報告に記載の視察研修をしてきましたが、率直な感想といたしましては、私の町においても中心市街地の産業が寂れているように感じるので、彦根市のように若い力と一体になり、まちが活性化するような素晴らしい活動や事業を行えたら、今後の発展につながっていくのではないかなと思いました。

このような有意義な視察研修をさせていただき、機会を与えてくださった関係各位の皆様方や上司・同僚の皆様、本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。

また、機会がございましたら、是非参加させていただけたらなと思います。

以上、簡単ではございますが、今回の「まちづくり拝見研修会」の報告といたします。



<研修レポート>

『平成20年度都市デザイン実務研修会』に参加して(テーマ:歴史まちづくり)**○「歴史まちづくり法」と本講習会**

今年度成立した「歴史まちづくり法」(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)によって、全国の歴史的資源を有する都市においては、同法を活用したまちづくりに強い関心が持たれており、国による認定に向けた計画づくりなどについて、多くの都市が手探りの状況であると思います。

この講習会では、「歴史まちづくり」を基本テーマに、歴史文化を活かした景観まちづくりの進め方等について最新の情報提供を受けることで今後の歴史・景観まちづくりに役立てるものです。

この「歴史まちづくり法」は、京都・奈良・鎌倉などを対象とした「古都保存法」や、文化財の保存・活用を図る「文化財保護法」では対象外となっていた歴史的街並みの保全を国が支援するため新たに制定されたもので、重要文化財などを核にする重点区域を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けるもので、認定されると城郭の復元、歴史的建造物の移転や買い取りなどハード整備に総事業費の半分、伝統行事の開催などソフト事業に3分の1を国が助成することになります。

1月19日に初の認定を受けたのは石川県金沢市、岐阜県高山市、滋賀県彦根市、山口県萩市、三重県亀山市の5市となり、今後100近い自治体が計画を策定する意向だということです。

○講習内容について

講習は、国交省から「歴史まちづくり法」の説明と東京大学大学院准教授から「都市デザイン」について講演を受けた後、実際に計画認定を受けた石川県金沢市都市政策局歴史遺産保存部長から金沢市の取り組みをお話しいただきました。

今回は、この金沢市の事例を紹介させていただきます。

○金沢市とは・・・

金沢市は、皆さんもご存知の通り、日本海に面する石川県の県庁所在地であり県の人口の約4割の人口が集中する北陸の一大都市です。16世紀半ばに本願寺による布教の拠点である「金沢御堂」が置かれたことに始まります。1583年の前田利家公入城の後、加賀百万石の城下町として発展し、江戸、大坂、京都に次ぐ規模の大都市であったといわれています。

水戸の偕楽園と並ぶ日本三名園のひとつである兼六園や金沢城を中心とし、周辺に形成された武家屋敷の街並み、活気あふれる商人のまちとしての町人街、城下を守るように配された寺社のまちなど、それぞれの特徴が色づく文化によってこの都市の城下町の風情が今も美しく息づいています。



○観光資源として・・・

金沢市は、第二次世界大戦で空襲を受けなかったこともあり、風情の残る歴史的な建物や国指定、県・市の指定による史跡等が現在も多く残っています。

金沢城公園では菱櫓や五十間長屋が復元され、兼六園は全国から観光客が訪れる観光スポットとなっています。

また前田家の家老だった長家の長町武家屋敷や寺町寺院群があり、東山茶屋街は国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されて整備が進められています。

これ以外でも、古い街並みが小規模でも残っている地区を維持保全しようと「こまちなみ条例」を定めたり、電線地中化やファサードの統一によって歴史的な景観の維持が図られています。

さらに、あちらこちらに流れる“せせらぎ”が魅力を高めています。これは台地の上に築かれた金沢城の外堀や内堀に水を引くための用水路によるもので、現在でも重要な水辺景観を形成しています。この用水は日本海側の恵まれた降水のおかげで四季を通して水量が豊富であり、まちの散策を風情あるものとしています。

市でも都市化の中で一度は暗渠化された用水の蓋を取り除いたりして水路の整備を進め、水辺景観の保全にも力を注いでいます。

また、文化の面においては、伝統工芸として金沢漆器、九谷焼、加賀友禅などが、また、前田公が千利休に学んだことから始まる茶の湯、伝統芸能として、能楽の流れを汲む加賀宝生や狂言、茶屋街で花開いた日本舞踊、一方で金沢素囃子は優雅で艶のある芸能として市民にも親しまれており、レベルの高い技能者が残っていることでも知られています。

○今回の動きと今後について

このように、金沢市では恵まれた資源があるだけでなく、それらを活かすべく以前から市独自の動きとして景観や歴史文化の維持保全の条例化といった取り組みが行われてきました。

一方で、近年の社会情勢の変化により、全国の地方都市に見られるような人口のドーナツ化現象が金沢市でも見られ、郊外型ロードサイド店舗や郊外型大店舗の出店による中心市街地の衰退といった課題も同様に有しています。こういった人口の移動が武家、町人、寺社といったそれぞれの街並みや地域のコミュニティの弱体化といった状況を生み出しかねません。

市の指定建造物等の買い取りや伝統芸能の継承を行ううえで地域コミュニティを巻き込み継承の中で地元への愛着をさらに深めることも考慮に入れています。

一方で、市の財政状況を考えると各部署でそれぞれ考えられてきた個別の条例を体系化し対応していくこと、また国庫補助事業でもあるためより効率的なまちづくりが図れるものとしています。

市としては、今後これらを活用しつつ、産・官・民の連携の中では、特に市の主要産業でもある観光行政においては産・民が主導となるべきとし、あくまで官は、観光の礎としての都市基盤の整備を行うことが重要との考えを持っています。

そして、景観関連の独自条例を「景観法」に反映したものにすべく見直しも策定中とのことでより洗練したまちづくりが期待されています。

(笠間市都市建設部都市計画課 主幹 鈴木 滋)



<研修生紹介>

「平成20年度 市町村研修生紹介」

(日上市, 石岡市, つくば市, 守谷市)



市役所：日上市役所
名前：八木 孝知
入所年度：H4
所属 G：市街地計画 G



市役所：つくば市役所
名前：渋谷 亘
入所年度：H14
所属 G：市街地計画 G

近年の都市計画は、社会情勢の変化や地方分権などにより、各地方自治体の責務による街づくりに移行するなど大きな転換期を迎えています。

今回、このような状況での研修は、各地域における特性・課題に対応した多くの都市計画制度に携わることができたことにより、都市計画の理解を進め、都市計画の重要性・面白さを実感することができたと思います。今後も地元に着目しながら、住民主導の「街づくり」を推進していければと思います。

最後に、この研修中では、公私ともに多くの方々に温かく接していただき、実りある研修を送れたことに感謝申し上げます。

社会情勢の大きな変化や、地方分権の進展などにより、地方自治を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体及びそこで働く職員に対し求められるものは、より複雑化・多様化していくと思われます。そのようななかで、県という違った組織の業務を経験し、各市町村の取り組みに触れられる事は私にとって貴重な経験になると思っています。

今後もこの一年で学んだことを今後の業務に生かしていきたいと思っています。



市役所：石岡市役所
名前：土師 健弘
入所年度：H14
所属 G：区域再編 G



市役所：守谷市役所
名前：南崎 慎輔
入所年度：H16
所属 G：区域再編 G

石岡市から茨城県都市計画課に研修生として来てからというもの、本当に多くの事を学ばせていただいております。県庁という大きな組織の中で働くことも良い経験になりますし、業務の中で他の自治体の先進的な取り組みに触れることも出来るので、大変有意義に仕事をさせていただいております。

地方自治を取り巻く状況は厳しくなる一方ですが、ここで得た知識と経験を、少しでも住民の皆様へ還元できるよう努力していきたいと考えております。

守谷市はTX開通後、マンションや住宅、商業施設が建設され、人口が増加しています。以前から住んでいる人、新しく住むことになった人、仕事や食事、買い物等で利用する人、様々な人の流れがありますが、そんな中、高層マンション建設に対する反対、道路の渋滞、保育所や学校の不足など様々な問題が生じています。

この1年間で学んだ事や先進的な事例を活かし、より住みよい街づくりを行い、少しでも茨城県の玄関口として発展していけるよう努めていきたいと思っています。



<まちづくりセンターの紹介>

まちづくり人材バンクのご紹介

「まちづくり人材バンク」に新たにお一方の専門家にご登録を頂きました。「まちづくりアドバイザー派遣のご案内」のパンフレットをご覧頂き、是非制度をご活用いただければと存じます。

堀越 義章

(ほりこし よしあき)



専門分野：まちづくり活動，都市計画

職 業：

早稲田大学 都市・地域研究所研究員

日本大学大学院講師

株式会社 KSK 計画 調査計画部長

経 歴 等：

'62 日本大学第二工学部建築学科卒業

'75 技術士

(建設部門：都市及び地域計画)取得

'78 (株)地域計画連合代表取締役

'83 立正大学文学部講師

'88 (財)足立区まちづくり公社専門員

'92 早稲田大学大学院理工研究科

博士後期課程修了 学位博士(工学)取得

'94 日本大学大学院講師

'96 早稲田大学大学院講師

'98 社団法人日本都市計画学会事務局長

'08 株式会社 KSK 計画 調査計画部長

活動実績：

- ・足立区都市景観審議会委員
- ・世田谷区地域整備方針委員会委員
- ・日野市都市計画マスタープラン
策定委員会委員
- ・西東京市都市計画マスタープラン
策定委員会委員
- ・西東京市総合計画策定委員会委員

著 書：

- ・「農山村地域における環境保全にかかわる
問題点と長期的課題」環境情報科学
- ・「東北地方の小都市における
市街地に関する研究」早稲田大学
- ・「事例：多自然居住地域の創造」
共著 ぎょうせい

作 品：

- ・「宮城県亘理町商店街整備計画」
(宮城県・東北開発公庫優秀賞)
- ・「佐賀県東部工業団地基本計画・基本設計」
(環境庁，優秀賞)

受賞状況：

- ・IFTP 国際学生コンペ
「国内審査委員会賞」受賞
- ・足立区長より「まちづくり功労賞」受賞

一 言：

私は、地域の人々との対話集会方式を望んでおります。その対話では、大人の方々には、まちな存在意義を手がかりに『個性あるまちの経営と不動産価値』というテーマで、併せて小中学校の児童・生徒さんには住み続けることの誇りを手がかりに『未来の私たちのまち』というテーマで、まちづくりの目標や方策を話し合いたいです。

「まちづくり人材バンク」に関するご質問、パンフレットの配布につきましては、茨城まちづくりセンター事務局までお問合せ下さい。

<問合せ先>

茨城県都市計画協会

茨城まちづくりセンター事務局

(書記：茨城県土木部都市局都市計画課
企画調整担当)

TEL029-301-4583

FAX029-301-4599